

I 計画改定の趣旨等

1 趣旨

少子高齢化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く状況において、社会的にも経済的にも個人や各家庭の努力だけでは解決が難しい様々な課題が生じています。こうした状況の改善にあたり、国・県・市町村、企業や関係機関等が連携を図りながら、次世代育成支援の取組みを推進することの重要性が増しています。

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体及び事業主（一定規模以上の企業等及び全地方公共団体）に対して、国が定める「行動計画策定指針」に沿って、平成 17 年 4 月から 10 年間の集中的・計画的な取組みを推進するため、行動計画の策定を義務付けています。

神奈川県では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図っていくために、平成 17 年 3 月に「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を策定し、平成 21 年度まで前期 5 年間の取組みを進めてきました。

県・市町村が策定する地域行動計画は、5 年を一期とされ、平成 21 年度中に平成 22～26 年度の後期計画を策定する必要があることから、前期計画による取組み状況及びこの間の次世代育成支援にかかる法改正、並びに県内の子どもと子育て家庭の状況等をふまえ、このたび、県における地域行動計画（後期計画）として、「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を改定することといたしました。

次世代育成支援対策推進法の基本理念（第 3 条）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

3 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく神奈川県の地域行動計画（後期計画）（策定義務のある法定計画）として、また、県の総合計画である「神奈川力構想・実施計画」を補完する個別計画として策定しました。

4 計画改定にあたっての基本的考え方等

改定にあたっては、改正された次世代育成支援対策推進法や行動計画策定指針に沿って、前期計画の進捗状況等を検証し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点」に立った取組みや社会的養護体制の質・量の充実に向けた取組みを盛り込むとともに、次の点に留意し、本県の状況に即した改定としました。

①「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」及び「神奈川県力構想・実施計画」をはじめとする県の関連計画等との整合性

前期計画の取組み成果として、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」を平成 19 年 10 月に施行しています。（条例には、県の責務として総合的施策の策定・実施等を定めており、本プランは、その総合的施策に位置づけられるものです。）さらに、県では、総合計画である「神奈川県力構想・実施計画」のほか、「神奈川県地域福祉支援計画」や「かながわ障害者計画」など関連する計画においても、次世代育成支援対策の取組みを位置づけています。そうした状況を踏まえ、条例及び関連する計画等との整合性を図り、調和を保った改定内容としました。

また、本計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく「神奈川県母子家庭等自立促進計画」として位置づけるとともに、密接に関連する計画等として、「架け橋～今後のかながわの幼児教育のために」（幼児教育振興プログラム）、「神奈川県保育計画」、「神奈川県保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」を盛り込みました。

② 市町村との役割分担を踏まえ広域的視点に立った施策の推進

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、保育所や放課後児童クラブなどの設置・運営や母子保健事業などを担っており、市町村地域行動計画策定にあたっては、子育て世帯に対するアンケート調査（以下、「市町村ニーズ調査」という。）を実施し、それぞれ市町村の実情に応じた計画を策定しています。県内 33 市町村の人口規模、地域資源等は様々で、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の 4 市は政令・中核市として、児童相談所の設置、保育所認可など児童福祉に関してほぼ県と同様な業務を行っており、藤沢市は保健所設置市となっています。

本県では、市町村ニーズ調査にあたって提示した県共通調査項目の集計結果等を踏まえ、市町村の地域特性に配慮しつつ、広域性、専門性、先駆性の観点から、県域における子育てを応援する機運の醸成、専門的な研修の実施、モデル事業の実施や情報の集約・発信など、広域的自治体として、市町村への支援を含め、子どもと家庭を支援する施策を推進します。

③ 課題解決等にあたり県民との連携・協働の一層の促進

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを基本としつつ、子どもと家庭への支援においては、国や県・市町村、企業等の事業者とともに、県民や NPO 等の地域社会を支える多様な担い手が大きな役割を担っています。

本県は、NPO 法人の認証数が全国的に見ても高く（2008 年度末全国 3 位）、県民の多様な活動が神奈川の大きな力となっています。子どもと家庭への支援の取組みでは、その課題を共有するとともに、課題解決にあたり県民との連携・協働を一層促進することが重要になっています。

【計画の目標値等】 * 現況は、計画改定時の状況のため、21年度実績と異なる場合がある。

項目等	現況（平成 22 年度）	目標（26 年度）
1 地域における子育て支援に関するプログラム		目標*は、調整中の数字
○すべての子育て家庭に対する支援 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 地域子育て支援拠点 ・ 私立幼稚園地域開放推進事業 ・ 一時預かり事業	・ 28市町村 ・ 24市町 ・ 180か所(23年4月) ・ 219園 ・ 328か所	・ 全市町村で実施 ・ 29市町 ・ 263か所 ・ 220園 ・ 541か所
○就学前児童の保育・幼児教育の提供 ・ 認可保育所定員数 ・ 家庭的保育 ・ 認定保育施設 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園在園率	・ 98,763人(23年4月) ・ 96人(23年4月) ・ 53か所(23年4月) ・ 28か所(23年4月) ・ 61.5%(22年5月)	・ 110,000人 ・ 802人 ・ 67か所 ・ 57か所 ・ 在園率の向上
○多様な保育サービスの充実 ・ 延長保育 ・ 特定保育 ・ 休日・夜間保育 ・ 病児・病後児保育 ・ 幼稚園の預かり保育	・ 969か所 ・ 351か所 ・ 39か所 ・ 35か所 ・ 454園	・ 971か所 ・ 375か所 ・ 91か所 ・ 67か所 ・ 実施内容の充実及び実施園数の増加
○小学生の放課後対策 ・ 放課後児童クラブ ・ 放課後子ども教室	・ 880か所 ・ 21市町村 599教室	・ 1,137か所 ・ 市町村、教室数とともに拡充
2 子どもや親の健康の増進に関するプログラム		
○周産期医療ネットワークの整備	整備済み	引き続き維持
○小児救急医療体制の整備 (県内 14 地区)	整備済み	引き続き維持

○未成年者の喫煙防止対策推進 ・児童向け喫煙防止の啓発 ・県立高校での喫煙防止教育の実施	・小学 6 年生全員に啓発リーフレット配布 ・県立高校 79 校	・引き続き実施 ・全県立高校で実施(23年度)
3 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育と若者の自立支援に関するプログラム		
○小・中・高校における一斉読書の実施	・小学校 94.2% ・中学校 75.7% ・高校 22.6%	・小学校 100% ・中学校 85% ・高校 30%
○県立高校における地域貢献活動	全校で実施	引き続き維持
○中学生の職場体験	96.1%	100%
項目等	現況（*）	目標（26年度）
4 子育てを支援する生活環境の整備に関するプログラム		
○県民が利用する県施設における子育て配慮	（一）	100%実施
○移動にかかるバリアフリーの推進 ・幅広歩道の整備 ・段差解消済みの鉄道駅舎の割合 ・ノンステップバスの割合	・ 46% ※横浜市、川崎市、相模原市を除く ・ 97.5% ・ 39.5%	・ 180km整備（19～28年度） [改訂・かながわのみちづくり計画より] ・ 国に準じる [全国：原則として100%※] ・ 国に準じる [全国：30%※] ※22年度までに達成
○子育てに適する公営住宅の提供	募集累計 440 戸 （平成 18 年 11 月募集～平成 22 年 11 月募集）	引き続き実施
5 子どもの安全の確保に関するプログラム		
○子ども（中学生以下）の交通事故件数	3,950 件	減少
○少年（*）が被害者となった刑法犯数 （*）20歳未満の男女	14,472件	減少

○自主的防犯活動団体県登録数	2,167団体（23年3月）	2,000団体 （22年度）
6 仕事と生活の調和の推進等に関するプログラム		
○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	12.4% （平成 19 年就業構造基本調査）	2 割減（25 年度）
○25～44 歳の女性の就業率	57.9% （平成 17 年国勢調査）	62.0%（25 年度）
○男性の育児休業取得率	1.3% （平成21年調査）	5.0%（25 年度）
○「かながわ子育て応援団」認証事業者数	233者（23年3月）	800 者
7 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援に関するプログラム		
○社会的養護を必要とする子どもへの支援 ・ 児童相談所一時保護所の定員超過解消 ・ 児童養護施設のユニット化整備 ・ 里親の委託率 ・ 自立援助ホームの設置数	・ 定員超過 ・ 10か所 ・ 9.8%（見込み） ・ 2か所	・ 定員超過解消済 ・ 13か所 ・ 18% ・ 4か所
○母子福祉団体等の就業支援による就業者数	49名（22年度）	年間 60名
○障害児デイサービス事業	86か所1,522人分 （23年3月）	増加

(3) 母子家庭等（ひとり親）自立支援の推進

母子家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭において、子どもをすこやかに育てていくことができるように、母子家庭等に対し自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進します。

取組みの主な対象： 母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等

主な取組み事業

① 母子家庭等に対する子育て支援や生活支援の推進

母子家庭等が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるように保育所の優先入所等の子育て支援や、疾病等により一時的に介護や保育サービスが必要になった場合の日常生活への支援を行います。

また、母子家庭等の早期の自立を図るため、公営住宅の優遇入居等、生活基盤の安定を図るための支援の取組みを促進します。

(具体的な取組み)

- ア 保育所の優先入所の推進等（母子及び父子）
- イ 放課後児童クラブの利用の推進（母子及び父子）
- ウ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施（母子及び父子）
- エ 母子家庭等日常生活支援事業の実施（母子及び父子）
- オ 公営住宅の優遇入居等（母子及び父子）
- カ 母子生活支援施設への入所（母子）

② 母子家庭等に対する就業支援の促進

平成 20 年度に母子家庭等を対象に実施したアンケート調査（以下、「県調査」という。）（⇒8p 参照）によると母子家庭の母であって就業している者のうち、4割を超える者が求人誌等により求職しており、ハローワーク等を利用した者は1割程度となっています。

そこで、母子家庭の母等がより良い就業機会を確保するため、関係機関と連携し就職に結びつく就業支援の取組みを促進します。

(具体的な取組み)

- ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施（ひとり親等）
- イ ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進（ひとり親等）
- ウ 職業技術校による職業訓練の利用促進（母子）
- エ 自立支援教育訓練給付の実施（母子）
- オ 母子家庭等高等技能訓練促進費の実施（母子）
- カ 技能訓練習得期間中の母子及び寡婦福祉資金の貸付の実施（母子等）
- キ 能力開発等に関する情報提供の実施（ひとり親等）

③ 母子家庭等に対する自立を促進する経済的支援の推進

母子家庭の母の9割近くが就労している一方で、平均収入が100～150万の者が全体の3割を占める現状（県調査）となっています。

そこで、母子家庭等の児童の養育に関わる教育費や医療といった生活基盤を確保するための経済的支援、母子家庭の母等が就業のため技能を修得するために必要な資金等を貸し付け、自立を促進するための経済的支援を推進します。

（具体的な取組み）

- ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付（母子等）
- イ 児童扶養手当の給付（母子及び父子）
- ウ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施（母子及び父子）
- エ 各種公共料金等減免の実施（母子）

④ 母子家庭等に対する相談体制と情報提供の充実

ア 養育費取得に向けた支援

母子家庭のうち、養育費等の約束をしていない者が全体の3割を超え、さらに約束はしたが養育費の支払が行われていない者は全体の4割近くを占めています。（県調査）

そこで、母子家庭の生計の安定に向けた取組みを支援するため、養育費の取得に向けた専門家による相談会を定期的に行うとともに、その広報周知を図ります。

（具体的な取組み）

- （ア） 養育費相談の実施（母子等）
- （イ） 養育費確保のための広報、啓発の取組み（母子等）
- （ウ） 養育費確保のための情報提供の推進（母子等）

イ 相談員等に対する研修の実施

さまざまな問題に悩む母子家庭等のニーズに応えるため、母子家庭等の相談に応じる相談員等の資質向上のための研修を実施し、相談機能や情報提供の充実を図ります。

（具体的な取組み）

- （ア） 母子自立支援員による相談の実施（ひとり親等）
- （イ） 相談員等の研修の実施
- （ウ） ひとり親家庭の福祉施策・制度の情報提供（ひとり親等）
- （エ） 母子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

（参考） （母子等）：母子家庭の母及び寡婦
（ひとり親等）：母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦

【母子家庭等を対象に実施したアンケート調査（平成 20 年度）】

神奈川県内の母子家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの期間で、（財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。（調査票 801 部配布中 337 部回答）

結果概要（母子家庭について）

○現在の仕事について

求人誌等	42%
親族の紹介等	27%
ハローワーク等	15%
その他	16%

○平均収入について

50 万未満	10%
50～100 万円	12%
100～150 万円	30%
150～200 万円	17%
200～250 万円	14%
250～300 万円	5%
300～350 万円	5%
350～400 万円	3%
400 万円以上	5%

○養育費の状況

約束も無く、一度も受け取っていない	35%
約束はしたが、一度も受け取っていない	9%
約束はしたが、途中から支払われていない	28%
約束をして、現在も受け取っている	28%